

物 品 供 給 契 約 書 (案)

品 名 国立大学法人一橋大学別館会議室什器類 一式

代金額 金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。なお、消費税又は地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率に基づき、上記の金額を変更するものとする。

国立大学法人一橋大学（以下「発注者」という。）と (以下「受注者」という。) との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で供給契約を締結するものとする。

第1条 受注者は、発注者に対して上記の物品を別紙内訳書のとおり供給するものとする。

第2条 物品は、一橋大学西キャンパス別館に納入するものとする。

第3条 物品の納入期限は、令和5年11月30日とする。

第4条 納品書は、国立大学法人一橋大学財務部経理課に送付するものとする。

第5条 代金は、物品納入後1回に支払うものとする。

第6条 代金の請求書は、国立大学法人一橋大学財務部経理課へ送付するものとする。

第7条 代金は、物品の検査を終了した後、適法な代金請求書を受理した日の属する月の翌月25日までに支払うものとする。

第8条 契約保証金は、免除する。

第9条 この契約について、発注者・受注者間に紛争が生じたときは、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第10条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、受注者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害を生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りではない。
- 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 受注者は、この契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第11条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）別記第2号および第3号を準用する。

第12条 本契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議のうえ定めるものとする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し発注者受注者記名押印のうえ各1通を保有、又は本書の電磁的記録を作成し発注者受注者電子署名を施し各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 東京都国立市中2丁目1番地
国立大学法人一橋大学
学 長 中 野 聡

受注者